

**【論点 3】 個体群管理を安全かつ効率的に行う仕組み・体制の構築について****1. 現状と課題**

被害を及ぼしている鳥獣の個体群管理（特に捕獲による個体数調整）は、狭義の狩猟（私的な捕獲）及び許可捕獲（自衛のための捕獲、公益を守るための捕獲）等により実施されており、捕獲数は年々増加している。

特にニホンジカについては、メスジカの狩猟鳥獣化(1994 年)及び全国的な狩猟解禁(2007 年)、特定計画制度の創設(1999 年)などにより、個体数の増加スピードの抑制には貢献してきたものの、全国的には依然として分布拡大と個体数増加が続いており、縮小方向への転換には至っていない。

適切な個体群管理を図るためには、「管理」のための捕獲（≒許可捕獲）を拡大し個体数を望ましい水準まで低下させることが重要であり、安全かつ効果的に捕獲を行う技術の開発と、それを担う新たな仕組みや体制を構築する必要がある。

**2. 検討の方向**

個体数の増加が見込まれる鳥獣の「管理」のための捕獲を拡大するため、公益を守るための捕獲等を専門的に行う事業者の育成と、自衛のための捕獲の強化に向けた方策を検討する。

なお、個体数調整において重要な役割を担っている私的な捕獲を促進するための措置については論点 6 で、科学的な「管理」のための捕獲の実施に必要な人材の確保やデータの収集・評価については論点 7 で検討を行う。

**3. 新たな捕獲の仕組み・体制のイメージ****(1) 鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者を認定する制度の創設等**

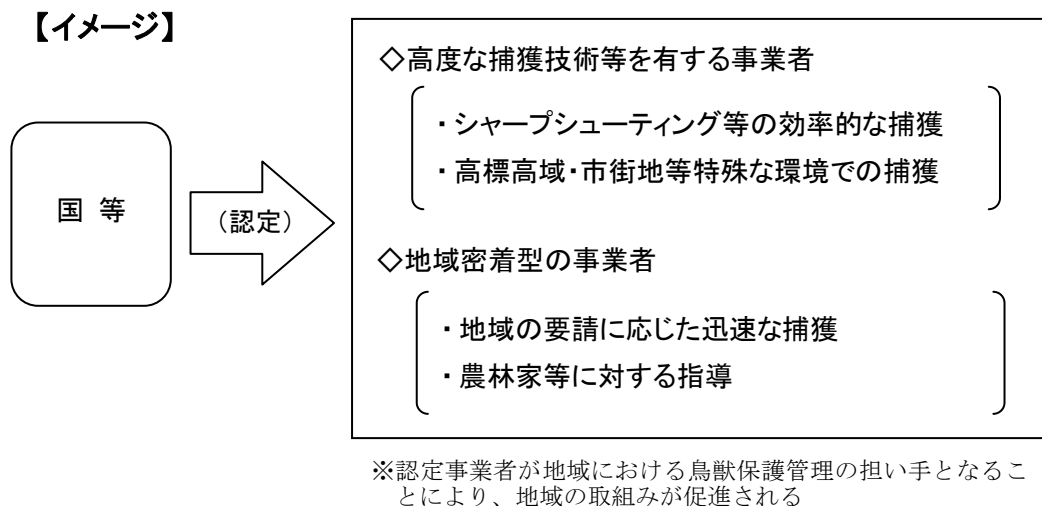
私的な捕獲（狭義の狩猟）以外の捕獲を推進するためには、従来 of 狩猟者や鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲に加え、新たな捕獲従事者を創出する必要がある。特に、計画的かつ大規模な捕獲や高標高地帯・市街地近郊等での捕獲を安全かつ効率的に行うためには、鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者の認定制度を創設するとともに、必要に応じて規制緩和を行うことが効果的である。

事業者認定の制度化にあたっては、これまで捕獲従事者個人が対応してきた捕獲許可、報告義務、わなの管理等に係る責任が軽減されるよう、事業者に一定の責務を課すとともに、安全性を確保した上で、事業の円滑な実施と効率的な捕獲に資する規制緩和を検討する。

事業者に対しては、鳥獣保護管理の専門家の配置、安全管理体制、捕獲実績に加え、安全や捕獲技術に関する職員研修等を求めていくこととする。

認定事業者としては、より効果的な捕獲等に対応できる高度な技術を有する事業者や、地域の課題に即応できる地域密着型の事業者が想定される。また、認定事業者が鳥獣のモニタリングや計画策定・評価等も行うなど、地域の鳥獣保護管理の担い手として育成していくことも重要である。

なお、現状では、捕獲許可（有害捕獲及び個体数調整）の対象者を原則狩猟免許所持者としていること、ニホンザル（非狩猟鳥獣）の捕獲許可要件に狩猟免許を含めていることなど、私的な捕獲（狭義の狩猟）を前提とした制度が許可捕獲に活用されている。こうした状況も踏まえ、狩猟免許の名称変更、狭義の狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分、狩猟免許とは別の鳥獣保護管理を担う専門家を認定する仕組み等、「管理」のための捕獲等の担い手として鳥獣保護管理に携わる者に対する免許や資格のあり方等についても検討する。



## (2) 自衛のための捕獲の促進

農林業者が、事業に対する被害を防止する目的で設置する囲いわなを用いて、狩猟期間に狩猟鳥獣を捕獲する場合、許可を受けず捕獲を行うことができる（この場合、狩猟免許も不要）。一方、農林業者が自衛のために行う捕獲であっても、狩猟期間外の狩猟鳥獣の捕獲や、非狩猟鳥獣の捕獲（通年）を行う場合は許可を要する。

農林業者による自衛のための捕獲の促進に向けて、農林業者が自らの事業地内で行う被害の防止のための捕獲については、

- ① 囲いわなを用いて狩猟鳥獣を捕獲する場合、通年、許可を受けず捕獲を行うことができる
- ② 箱わなを用いて特定鳥獣を捕獲する場合、特定鳥獣に係る特例を拡大し、

通年、許可を受けずに捕獲をできる（ただし鳥獣保護管理に関する講習を受講すること等を条件とする）

仕組みを検討する。

なお、①、②ともに、鳥獣の適正な保護管理の観点から、事後の捕獲数の報告を義務付けることとする。

**農林業者が自らの事業地内で行う被害の防止のための捕獲について  
(許可捕獲の特例)**

① 囲いわな(狩猟鳥獣の捕獲等の特例)

	現行		新たな仕組み
期 間	狩猟期間	➔	通年
対象鳥獣	狩猟鳥獣		狩猟鳥獣
狩猟免許	不要		不要
許可/狩猟者登録	不要		不要
報告義務	無		有

② 箱わな(特定鳥獣に係る特例の拡大)

	現行		新たな仕組み
期 間	通年	➔	通年
対象鳥獣	特定鳥獣		特定鳥獣
狩猟免許	必要		不要
許可/狩猟者登録	必要		不要
報告義務	有		有

※特定計画への記載が必要。鳥獣保護管理に関する講習を受講すること等を条件。